

条例公示第11号

第2種共済特別会計条例の一部を改正する条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長	木	越	渉
参 務	古	賀	堅 志
参 務	長	峯	顕 教
参 務	佐々木		高
参 務	轡	田	普 善
参 務	山	田	孝 彦

第2種共済特別会計条例の一部を改正する条例

第2種共済特別会計条例（1991年条例公示第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一般会計からの回付金」を「賦課金条例（1987年条例公示第4号）第2条第2号に規定する共済賦課金」に改める。

第6条第3項中「共済金以外に使用してはならない。」を「この条例の目的以外に使用することができない。」に改め、同項を第4項とし、第3項として次の項を加える。

3 この会計の歳計に不足を生じたときは、復興共済積立金をもってこれを補填するものとする。

第8条中「歳計に剰余を生じたときは、」の前に「この会計の」を加える。

附 則

この条例は、2025年7月1日から施行する。